

「中学校部活動」から

No.2

「地域クラブ活動」へ

令和5年2月 佐野市教育委員会

令和5年度はスポーツ庁・文化庁が示した中学校部活動の地域移行に向けた「改革推進期間」の1年目です。そこで佐野市では、令和5年4月から「部活動地域移行推進事業」として、休日の中学校部活動を地域でスポーツ・文化活動を行う「地域クラブ活動」へ段階的に移行する取組をスタートさせます。

令和5年度（改革推進期間1年目）の2つの取組

- 1 田沼東中学校・あそ野学園義務教育学校での先行実施
- 2 「（仮称）部活動地域移行推進協議会」の設置

1 田沼東中学校及びあそ野学園義務教育学校での先行実施について

令和3・4年度の2年間、田沼東中学校は文部科学省及び栃木県・佐野市教育委員会の指定を受けて「地域部活動推進事業」の拠点校として実践研究を行いました。

2年間の実践研究の成果を踏まえ、令和5年度は、あそ野学園義務教育学校（後期課程）を加えた2校で、休日の部活動の地域移行を進めます。

(1) 実施方法

同じ種目の部活動に所属する2校の生徒が、同じ活動場所（各中学校や市内スポーツ施設等）で、地域指導者※1の下、「地域クラブ活動※2」として一緒に活動します。

○「地域クラブ活動」は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として実施します。

○生徒は、平日に中学校で参加している部活動と同じ種目の部活動に参加します。

○令和5年度の中学校体育連盟主催大会への参加はこれまでどおり、学校単位での参加となります。他の大会や練習試合等については、「地域クラブ活動」単位で参加する場合があります。

※1 地域指導者は、「地域クラブ活動」を管理・運営する総合型地域スポーツクラブ等の指導員の皆さんです。

※2 「地域クラブ活動」は、令和3・4年度に田沼東中学校で実践研究に取り組んだ「地域部活動」と同じ活動です。



(2) 活動日及び活動時間

活動日は令和5年5月から令和6年2月までの休日（土・日・祝日のいずれかに）20回を予定しています。概ね月2回の活動となり、他の休日は従来ど

おり、教員の指導による学校部活動となります。

例：活動日のイメージ（ある月の活動カレンダー）

**中学校部活動
（学校教育）**

☆平日及び地域クラブ活動を実施しない休日
☆1回あたり平日2時間、休日3時間程度の活動
※平日の活動時間は季節により異なります。

月	火	水	木	金	土	日
			1 学校	2 学校	3 地域	4
5 学校	6 学校	7	8 学校	9 学校	10 学校	11
12 学校	13 学校	14	15 学校	16 学校	17 地域	18
19 学校	20 学校	21	22 学校	23 学校	24 学校	25
26 学校	27 学校	28	29 学校	30 学校		

**中学校部活動
の休養日**

☆週2日以上
平日1日以上、
週末1日以上

**地域クラブ活動
（社会教育）**

☆各月、休日(土・日・祝日)の2回程度
☆実施日については活動施設の状況や地域指導者の予定等により調整
☆1回あたり3時間程度の活動

(3) 活動場所

- 活動場所は各中学校又は市内各スポーツ施設等とし、原則として年間を通して同じ場所で活動します。
- 具体的な活動場所は、各校部活動の部員数が確定した後に調整します。
- 活動場所への移動は、各自とします。(現地集合・現地解散)

(4) 傷害保険への加入について

「地域クラブ活動」は社会教育の一環として実施されることから、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象とはなりません。そのため、参加生徒は活動中のケガ等に備え、新たな傷害保険に加入します。

(5) 参加費用について

令和5年度は先行実施のため、地域指導者への謝金や地域指導者及び生徒の傷害保険加入費を佐野市が負担し、保護者の負担はありません。

2 「（仮称）部活動地域移行推進協議会」の設置について

令和5年度は2校で先行実施が始まりますが、佐野市立中学校・義務教育学校(後期課程)で実施していくためには、「地域クラブ活動」の運営団体・実施主体の整備充実が必要です。

そこで、学識経験者、各種スポーツ及び文化団体、PTA、学校等の代表の方々をメンバーとした「（仮称）部活動地域移行推進協議会」を設置し、実施に向け準備を進めます。

本協議会での検討結果を踏まえ、佐野市立中学校・義務教育学校(後期課程)での実施を見据えた「部活動地域移行推進計画《佐野モデル》」を策定します。